

## 相 続 手 続 必 要 書 類

『遺産分割協議書』を作成される場合	『遺産分割協議書』を作成されない場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「遺産分割協議書」による相続に関する依頼書</li> <li>※当庫の預積金等を相続した各相続人</li> <li>・委任状</li> <li>※代理人が手続きする場合のみ必要</li> <li>・代理人の印鑑証明書 (発行日から3ヶ月以内のもの)</li> <li>※代理人が他の相続人で遺産分割協議書に印鑑証明書が添付されている場合は不要</li> <li>・遺産分割協議書(写)</li> <li>※当庫の全取引が記載されているもの</li> <li>※添付されている除籍謄本、改製原戸籍謄本および印鑑証明を含む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続に関する依頼書</li> <li>・被相続人の除籍謄本 (被相続人除籍の記載のあるもの) (写でも可)(発行日から3ヶ月以内のもの)</li> <li>・被相続人の改製原戸籍謄本(写でも可) (生まれてからお亡くなりになるまで全てのもの、相続人全員の確認ができるもの) (発行日から3ヶ月以内のもの)</li> <li>・各相続人の印鑑証明書(原本) (発行日から3ヶ月以内のもの)</li> <li>・相続人の戸籍謄本</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被相続人の預金通帳、<del>キャッシュカード</del>、預積金証書、出資証券</li> <li>・届出事項変更届(名義変更する場合)</li> <li>・個人情報利用目的の同意書・本人確認資料(運転免許証・健康保険証等) (名義変更される方のみ)</li> <li>・預金払戻請求書(現金で払い戻される場合)(平定時に徴求はる)</li> <li>・出資金譲渡金払戻未済持分依頼書(出資金がある場合)</li> <li>・相続人(代表)の方の実印、銀行印</li> </ul>	

※ 改製原戸籍とは、戸籍は戸籍法等の改正により何度か書き換えが行われています。その書き換え以前の戸籍を「改製原戸籍」と言います。

※ なぜ改製原戸籍が必要となるのか？

(例)改製前の戸籍 両親 子C・D ※子Cが結婚し別戸籍に移動

改製後の戸籍 両親 子D ※相続人 子Cの存在が確認できない。

※ 相続人確認のため、戸籍等の書類を追加でお願いする場合がございますのでご了承ください。